

国際共同学位プログラムの定義と 実施に関する課題

渡部 由紀

要 旨

大学間の国際交流、協力を促進するイニシアティブとして、また大学の国際化の施策として、国際共同学位プログラムの導入が世界的に進んでいる。その一方で、その名称や定義が共有されておらず、プログラムの質保証が課題となっている。本稿では、国際共同学位プログラムに関する文献を用い、その類型と定義、そして日本の大学でプログラムを開発する課題を検討する。Knight (2008) が提案した国際共同学位プログラムの類型と定義は、学修成果—学位の数と学位レベルの組合せ—を明確にすることにより、プログラムの質保証に言及したものであり、現在の混然とした国際共同学位プログラムのあり方に一指標を提示した。しかし、既存の制度と法律の範囲内で国際共同学位プログラムの開発を目指すのが国は、学修成果を基準にそのプログラムを類型化することが難しい。グローバル化する高等教育市場において、国際教育連携の先進的な活動を支援する対応が望まれる。

【キーワード】 国際共同学位プログラム、ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー

1. はじめに

国際共同学位プログラムは、欧州の大学間で欧州の高等教育の発展と世界高等教育市場においてのその競争力の向上の主要な手段として、進められてきたが、近年、新たな教育研究交流の施策として、世界的に導入が進んでいる (Knight 2008, p.3)。日本でも、文部科学省の調査によると、国際共同学位プログラム⁽¹⁾を実施している大学数は2006年には37大学(国立8、公立0、私立29)だったのが、2008年には85大学(国立22、公立3、私立60)と2倍以上となっている(文部科学省 2009, 2010b)。国際共同学位プログラムの急速な発展に伴い、2010年5月に文部科学省の中央教育審議会大学分科会大学教育の検討に関する作業部会大学グローバル化検討ワーキンググループによって「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」が策定された。

国境を越えた大学同士が共同で教育プログラムを形成するにあたって、国際的に合意のとれた定義や基準は今のところ存在しない (Knight 2008、栗山他 2008)。しかしながら、欧州を中心に新たな国際教育連携による大学間交流の促進と国際競争力の向上の施策として、国際共同学位プログラムに関する調査研究が進んでおり、プログラムの定義と質保証について議論が進んでいる。本稿では、国際共同学位プログラムに関する先行研究に拠りながら、国際的に共有可能な国際共

同学位プログラムの類型とその定義について、そして日本の大学で国際共同学位プログラムを開発していく上での課題を検討する。

2. 国際共同学位プログラムの定義

各国で国際共同学位プログラムの開発が進む中、国際共同学位プログラムを類型化し、定義する必要性が高まっている。国際共同学位プログラムはダブル、デュアル、コンカレント、ジョイント、コンバイン、共同、複合と様々な名称が使われている。これまでは、それぞれの国際共同学位プログラムの名称は実施する大学が定義してきたので、その名称と定義に必ずしも共通した認識があったとは言えない。高等教育市場のグローバル化が進む中、学習者保護の視点と同時に大学が提供する教育のアカウンタビリティの視点から、国際共同学位プログラムの類型と定義を明確化し、その理解を共有することが望ましい。

2000年に入って、国際共同学位プログラムの類型と定義について欧州を中心に議論が進んできた。欧州大学協会による欧州高等教育機関の国際共同学位に関する調査（Tauch & Rauhvargers 2002）に始まり、ドイツを中心とした欧州の国際共同学位プログラムのディレクター 300人への質問調査（Maiworm 2006）、欧州のビジネス分野の教育における国際共同学位プログラムの調査（Schüle 2006）、そして、2008年には米国と欧州の180大学で国際共同学位プログラムに関する調査を行っており（Kuder & Obst 2009）、これらの調査において、国際共同学位の特徴を見極めたり、またその定義を試みている。日本でも、日本の大学における国内外の大学との共同学位プログラムに関する調査が行われており（関西学院大学 2006、栗山他 2008、勅使河原 2009）、欧米の先行研究を参考にしながら、共同学位の定義を試みている。

Knight（2008）は、国際共同学位プログラムの共通理解を促すため、前述の先行研究等の文献を調査し、国際共同学位プログラムをジョイント・ディグリー・プログラム、ダブル・ディグリー・プログラム、コンバイン・ディグリー・プログラムの3類型⁽²⁾に分類し、それらが一体何を意味するのかをまとめている（表1）。その定義は主に学位の数と学位のレベルの組み合わせによって類型化されており、3種の国際共同学位プログラムの学修成果—教育課程修了時に得られる資格—の違いについて言及している。プログラムの学修成果が何に値するのかを明確にすることは、国際共同学位プログラムの質を保証していく上で、不可欠である。

ジョイント・ディグリー・プログラムは修了時に、共同プログラムの成果として、プログラムの関係教育機関が共同で一つの学位を授与する。国の法令上、外国の大学と共同で学位を授与できない場合には、学位証明書には一大学（通常在籍大学）の名前のみ記載され、共同で編成された一つの教育課程を修了した事を明示した別途サーティフィケートを発行する。ダブル・ディグリー・プログラムは、プログラム修了時に、関係教育機関がそれぞれ学位を授与する。授与される学位証明書は同レベルの学位（例えば、学士+学士、修士+修士/修士レベル）が二つということになる。コンバイン・ディグリー・プログラムは、プログラム修了時に、二つの異なるレベルの学位を関係教育機関がどちらか一方の学位を授与する。例えば、学士号と修士号のコンバイン・ディグリー・プログラムの場合、学士号を国内の大学が授与し、修士号を外国のパートナー大学が授与する。

表 1. 国際共同学位プログラム (International Collaborative Degree Programs) の類型と日本の現状

	定義	卒業に要する 期間	学生の モビリティ	日本の現状
ジョイント・ ディグリー・ プログラム (Joint Degree Program)	複数の高等教育機関が共同でプログラムを必要条件を設定し、プログラム修了時に <u>共同で一つの学位</u> を授与する。 注：国の法令上、外国の大学と共同で学位を授与できない場合には、学位証明書には一大学（通常在籍大学）の名前のみ記載され、共同で編成された教育課程を修了した事を明示した別途サートIFIケートを発行する。	一般的に、一大学が実施する従来の一学位・一分野のプログラムと同じ期間である。	必ずしもパートナー大学に行つて学ぶことが条件とはなっていない。	法令上、外国の大学と単一の学位記を授与することは認められていないので、各大学で学位記を発行し、別途サートIFIケートの発行を推奨。現行の単位認定制度の活用では、修士レベルでは、一大学・一学位・一分野と同期間での卒業は難しい。
ダブル・ ディグリー・ プログラム (Double Degree Program)	二つの高等教育機関が共同でプログラムを必要条件を設定し、プログラム修了時に、 <u>それぞれの大学が一つずつ同レベルの学位</u> を授与する。	一般的に、一大学・一分野・一学位プログラムよりは長い、学位を二つ別々に取るよりは短い。	在籍大学とパートナー大学の双方で学修。	ダブル・ディグリー・プログラムの質一学位二つに値するプログラムとは何かを保証するための定義や規定はない。
コンバイン・ ディグリー・ プログラム (Combined Degree Program)	複数の高等教育機関が共同でプログラムを必要条件を設定し、プログラム修了時に、 <u>二つの異なるレベルの学位（学士+修士、修士+博士）</u> が授与される。	一般的に、二つの異なるレベルの学位を別々に取るより短い。	通常、最初の学位を在籍大学で、そして、パートナー大学に行つて、次の学位を取得。	

（出所）Knight, J. (2008) *Joint and Double Degree Programmes: Vexing Questions and Issues*, London: The Observatory on Borderless Higher Education をもとに筆者作成。

また、Knight (2008) はこれらのプログラムを識別するのに、卒業に要する期間と学生のモビリティの傾向の違いについて言及している。卒業に要する期間に関しては、ジョイント・ディグリー・プログラムは従来の一大学・一分野・一学位プログラムと同等の期間を要する。一方、ダブル・ディグリー・プログラムとコンバイン・ディグリー・プログラムはそれぞれの学位を別々に取得するよりは短い期間で二つの学位を取得できる傾向にある。

もう一つの要素である学生のモビリティについてであるが、ジョイント・ディグリー・プログラムに関しては、必ずしも学生のモビリティは必要条件ではないとしている。一般的には、学生が外国のパートナー大学でも学修することが含まれており、その教育効果が評価されている。しかし、複数の大学が共同で開発した一つの学位を取得するカリキュラムであり、学生がパートナー大学で学ぶ代わりに、パートナー大学からの招聘教員による講義、パートナー大学との遠隔講義などの選択肢もあるとしている。ダブル・ディグリー・プログラムとコンバイン・ディグリー・プログラムはそれぞれの大学から学位を取得するので、国内の在籍大学と外国のパートナー大学の双方での学修が必要条件である。

世界の高等教育機関で共有できる国際共同学位プログラムの類型と定義を実質化することは、各国の教育システムの多様さを考えれば容易ではない。しかしながら、国際共同学位プログラムが世界の高等教育機関で新たな教育プログラムとして存在感を高めている今日、ジョイント、ダブル、コンバイン・ディグリー・プログラムといった国際共同学位プログラムについて共通した理解が必要となっている。Knight (2008) は、各々のプログラムの修了資格、修学期間、学生のモ

ビリティの傾向に言及することにより、現在の混然とした国際共同学位プログラムのあり方に一つの共有可能な概念を提示したと言える。

3. 国際共同学位プログラム実施の課題

歴史的に高等教育は国の法規や制度に基づいて運営されてきた。日本の高等教育に関する法律も制度も、日本国内の大学の教育の質と学位を保証するためにある。国際共同学位プログラムは二カ国以上の教育システムをまたがったプログラムであり、その教育課程の質保証と学位認証のあり方が今後の課題である。現在、日本では国際共同学位プログラムの実施は、単位認定制度を活用して、日本の現行法に抵触しない範囲で行うことが想定されている。前述の Knight (2008) の提案する国際共同学位プログラムの類型と定義を踏まえ、日本の大学が国際共同学位プログラムを実施する際の課題について考察する (表1 参照)。ここでは、現在日本の大学でも検討・導入が進んでいるジョイント／ダブル・ディグリー・プログラムに焦点を当てて考察する。

3.1 ジョイント・ディグリー・プログラムの課題

3.1.1 ジョイント・ディグリー (学位) の認証

Knight (2008) の提案する定義では、ジョイント・ディグリー・プログラムは関係教育機関が共同で一つの学位プログラムの教育課程を編成し、学生は修了時に、関係大学が共同発行・署名した単一の学位を授与される。日本の現在の法令では、一定数の単位互換を活用し、外国の大学と共同で教育カリキュラムを開発、実施はできるが、外国の大学と共同で単一の学位証明書を出すことは認められていない。ヨーロッパでも国の法令上、外国の大学と共同で学位を授与できないケースがある。関係大学の両方の大学名が記載された学位証明書が国から認証されないとすれば、学生はプログラムを修了したにも拘わらず、その修了資格 (学位) を認められないというリスクが生じる (Knight 2008, p.16)。

2008 年に Institute of International Education (IIE) と Freie Universität Berlin (FUB) が欧米の 180 の高等教育機関におけるダブル／ジョイント・ディグリー・プログラムに関する調査を行った (Kuder & Obst 2009)。その結果、圧倒的にダブル・ディグリー・プログラムのほうが多いことがわかった。回答した米国の大学の 68% がダブル・ディグリー・プログラムを提供していると回答したのに対し、ジョイント・ディグリー・プログラムを提供していると回答したのは 13% であった。欧州ではダブル・ディグリー・プログラムが 76%、ジョイント・ディグリー・プログラムが 26% であった。この結果から、現在の欧米の高等教育機関において、ジョイント・ディグリー・プログラム実施への躊躇いが推測される。

しかし欧州では、高等教育機関の教育連携協力と交流を促進する手段としてジョイント・ディグリー・プログラムの可能性の高さを評価しており、2004 年にジョイント・ディグリーという学位の認証を提案し、その向上に努めている (Council of Europe & UNESCO 2004)。ユネスコと欧州評議会は、ヨーロッパという地域レベルで、ジョイント・ディグリーを複数の高等教育機関によるプログラムの修了時に、複数の機関によって共同で授与される一つの学位として位置づけた。そして、ジョイント・ディグリー・プログラム修了の学位証明書の発行については、(1) 一国または複数の国による学位証明書と付帯のジョイント・ディグリー証明書、(2) 国による学位証明書は伴わず、プログラムを提供した複数の教育機関により発行されるジョイント・ディグリー証

明書、(3) ジョイント・ディグリーの唯一の公式な証明として一国、または複数の国の学位証明書の3つの形式を提案している (Council of Europe & UNESCO 2004, p.4)。

各国の法規や制度により、学位証明書は一つ、または複数発行されるが、それは一つの学位価値に相当することをいずれかの形で提示することを提案している。各国の法規や制度に柔軟に対応しながら、ジョイント・ディグリーという学位を正当に認証しようという施策である。Knight (2008) もまた、提案した定義に、国の法令上、外国の大学と共同で学位を授与できない場合には、「学位証明書には一国の一大学の名前のみ記載し、共同で編成された教育課程を修了した事を明示した証明書を別途発行する」ということを追記している。さらに、プログラムの修了に要する期間が一大学・一分野・一学位プログラムと同じである傾向に言及することによって、ジョイント・ディグリー・プログラムが一学位に値することを明確にしている。

わが国でも、文部科学省がジョイント・ディグリー・プログラムの定義を提示した際に、(1)の形式で学位証明書を発行することを提案している。しかしながら、現在の日本の定義、及び詳細説明においては、ジョイント・ディグリー・プログラムの修了資格が学位一つに値するものなのか、二つに値するものかが明確ではない。これについては、次の互換可能な単位数の制限の問題と共に考察する。

3.1.2 互換可能な単位数の制限

2010年5月に文部科学省が「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」を発表し、ダブル／ジョイント・ディグリー・プログラムを下記のように定義した。

< ダブル・ディグリー・プログラム >

我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、双方の大学がそれぞれの学位を授与するプログラム。

< ジョイント・ディグリー・プログラム >

我が国と外国の大学が、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラム（我が国と外国の大学が、共同で教育課程を編成・実施する場合に、単一の学位記を授与することは、我が国の法令上認められていない）。その際、学位記は各関係大学が授与するが、その他に、共同で編成された教育課程を修了したことを示すサートIFIケート（証明書）を発行することが想定される。

その定義から現行法に抵触しない範囲内で、単位認定制度を活用して、ダブル／ジョイント・ディグリー・プログラムを実施することを想定している。現行の単位認定制度では、学部においては大学設置基準により、60単位を超えない範囲で、大学院では大学院設置基準により、10単位を超えない範囲で他大学からの単位を認定できることになっている。

現行の単位認定制度の範囲内で、双方向（派遣受入）型⁽³⁾のジョイント・ディグリー・プログラムを日本の大学と外国の大学の双方で同期間学修し、従来の一大学・一分野・一学位プログラムと同期間で学位を取得するカリキュラムに構成しようとすると、卒業必要単位数の半分を単位互換できる学士課程においては可能である。しかし、修士課程においては修了に必要な単位数を30単位とすると、その3分の1しか単位互換の認定ができない現在の規定では、通常の修士号

取得にかかる2年での卒業は難しい。文部科学省（2010a）が提示しているダブル／ジョイント・ディグリー・プログラムの修士課程のモデルケースでも、ジョイント・ディグリー・プログラムは、ダブル・ディグリー・プログラムと同様に、修学期間は3年と想定され、取得する学位も二つとなっている。

現行の単位認定制度を活用してのジョイント・ディグリー・プログラムの形成では、教育の質保証において重要なプログラムの学習成果である修了資格—学位の数と学位レベルの組み合わせ—を用いて、ジョイント・ディグリー・プログラムとダブル・ディグリー・プログラムを識別できない。結果的に、両プログラムの違いは教育課程の編成方法（共同編成、もしくは各大学主体の編成）にとどまっている。

今後、欧州を中心に、ジョイント・ディグリー・プログラムが複数機関の出す一つの学位に値するプログラムであるという定義が定着していけば、日本の大学と修士課程の共同学位プログラムの実施においては、ジョイント・ディグリー・プログラムは選択肢として考え難い。また、IIEとFUBの調査では、欧州では共同学位プログラムの7割近くが修士レベルのプログラムであった（Kuder & Obst 2009）。ジョイント・ディグリー・プログラムを教育国際交流を促進するための重要な一施策と据えるならば、現行の単位認証制度や法規にも言及して、国際的に通用するジョイント・ディグリー・プログラムのあり方について議論が必要だと考えられる。

3.2 ダブル・ディグリー・プログラムの課題

3.2.1 教育課程と学位の整合性

ダブル・ディグリー・プログラムは二つの高等教育機関が共同でプログラムの必要条件を設定し、プログラム修了時に、それぞれの大学が一つずつ同レベルの学位を授与する。各国の教育制度に基づいて、各々の大学が提供する教育課程の修了要件を満たして、関係教育機関からそれぞれ学位を授与されるので、ジョイント・ディグリー・プログラムに比べて、プログラムの適法性や認定において透明性が高いと言える。しかし、二つの高等教育機関の共同プログラムにおいて、それぞれの国から一つずつ学位を授与されれば、その全てがダブル・ディグリー・プログラムと呼べるのであろうか。例えば、非常に近い学問分野間のプログラムで重複可能な科目が非常に高ければ、取得単位の総数が一つの学位を取得するのとはほぼ同じ単位数の修得で、二つの学位を取得することが可能となる。実質的にはジョイント・ディグリー・カリキュラムであるにもかかわらず、両国の大学の卒業要件をそれぞれに満たし、それぞれの学位が授与されるので、ダブル・ディグリー・プログラムと呼ばれているケースがある。Knight（2008）は、こうした学生のワークロードや学修到達度を重複して換算することが、プログラムの学問的倫理基準を危険にさらす懸念があることを指摘している（p.17）。

また、栗山他（2008）は、一国の現行法内でダブル・ディグリー・プログラムの質保証を行う難しさについて述べている。日本の法律も質保証制度も、あくまでも国内の大学の学位を対象としているので、他国の大学が授与する学位は他国の問題となり、仮にダブル・ディグリー・プログラムが実質的には一つの学位に価する教育課程だったとしても、二つの学位が発行されることを否定することはできないことを指摘している（栗山他 2008, p.8）。

様々な学問領域で、異なる国の教育システムにまたがって実施されるダブル・ディグリー・プログラムのその修了要件の基準を設定することは容易ではない（Knight 2008, p.17）。しかし、ダブル・ディグリー・プログラムの価値を社会市場にのみ委ねず、高等教育機関が主体的にそのプロ

グラムと学位の質保証をしていかななくてはならないであろう。欧州の修士レベルの工学教育のネットワーク組織、Top Industrial Managers Europe (T.I.M.E.) Association ではダブル・ディグリー・プログラムの質保証の基準を設定している。修士レベルのダブル・ディグリー・プログラムの実施において、(1) パートナー大学に最低3学期間滞在すること、(2) 60 ECTS⁽⁴⁾の追加履修時間を条件としている (Spielli 2010)。T.I.M.E. が質保証基準の要素として挙げているのは Knight (2008) が国際共同学位プログラムを定義する際に触れている修学期間と学生のモビリティである。

学位二つに値する国際共同学位プログラムのあり方が問われている。高等教育に関する現行法では他国が提供する教育課程の質保証には触れられないかもしれないが、日本の大学がダブル・ディグリー・プログラムという名称で教育プログラムを提供する際に、その名称に値する教育課程のガイドラインの議論が今後必要であると考ええる。T.I.M.E. のような国家間を越えたアカデミック・ネットワークの取り組みを、今後ダブル・ディグリー・プログラムの質保証を考えていく上で、有効に利用していくべきであろう。

4. おわりに

世界の高等教育機関が国際共同学位プログラムを開発する目的は、自国の学生にグローバル化する社会に即した多様なプログラムの提供、世界から優秀な人材の確保、大学の国際化など、さまざまなことが考えられる。グローバル化する高等教育市場において、世界の高等教育機関の更なる競争と連携が予測される中、国際共同学位プログラムは国際教育連携を促進する一施策として、今後ますますの発展が見込まれる。質の保証された国際共同学位プログラムの発展には、国際的に共有できるその類型と定義が望まれる。

Knight (2008) が提案した共同学位プログラムの類型と定義は、学修成果である修了資格、修学期間、学生のモビリティに言及し、国境を越え、異なる教育システムで共有可能な一つの問題を提供した。また、国際共同学位プログラムの質保証のあり方への一提言と言えるであろう。

本稿では、Knight の定義をもとに、日本で国際共同学位プログラムの実施の課題を考察したが、異なる国の大学との連携による国際共同プログラムを既存の高等教育の法規や制度の中で実施することの難しさがわかった。高等教育の質保証に国の法規や制度は不可欠である。しかし、有機的な国際教育研究の連携が高等教育の質の向上にとってこれまでになく重要となった今、国の教育の質を保つための規制から、国境を越えて拡大する高等教育領域において質の向上を促す制度といった発想での対応が望まれる。

注

- (1) 国外大学等とのダブル・ディグリー制度の導入について調査している。ダブル・ディグリーとは「複数の学位を取得する際、通常要する期間より短い期間に、留学を活用するなどして、これらの学位を取得する履修形態」と定義している。
- (2) Knight (2008) は複数・ディグリー・プログラムについても述べているが、授与される学位数に違いがある以外は、ダブル・ディグリー・プログラムと同様の条件であるとしている。ここでは同類型として扱うこととした。
- (3) 勅使河原 (2009) は日本の大学の共同学位プログラムの比較研究で、学生のモビリティについて、双方向型 (派遣受入型)、派遣型、受入型の3型を報告している。
- (4) ECTS は、ヨーロッパの高等教育機関の共通互換単位で、60 ECTS は1年分のワークロードに値する。

参考文献

- (1) Council of Europe & UNESCO (2004). "Recommendation on the recognition of joint degrees" (<https://wcd.coe.int/com.instranet.InstraServlet?command=com.instranet.CmdBlobGet&InstranetImage=320284&SecMode=1&DocId=822138&Usage=2>) (2010-5-27).
- (2) Knight, J. (2008). "Joint and double degree programmes: Vexing questions and issues" London: The Observatory on Borderless Higher Education.
- (3) Kuder, M., & Obst, D. (2009). "Joint and double degree programs in the Transatlantic context: A survey report" New York; Berlin, Germany: Institute of International Education and Freie Universität Berlin.
- (4) Maiworm, F. (2006). "Results of the survey on study programmes awarding double, multiple or joint degrees" Kassel, Germany: Study Commissioned by the German Academic Exchange Service (DAAD) and the German Rectors' Conference (HRK).
- (5) Schüle, U. (2006). "Joint and double degrees within European higher education area: Towards further internationalization of business degrees" Paris: Consortium of International Double Degrees.
- (6) Spinelli, G. (2010). "Double and joint degrees: Collaborating with industry across the Atlantic" Presented at NAFSA Conference in Kansas, MO on May 31, 2010.
- (7) Tauch, C., & Rauhvargers, A. (2002). "Survey on master degrees and joint degrees in Europe" Brussels, Belgium: European University Association.
- (8) 関西学院大学 (2006) 『メジャー・マイナー、ジョイントディグリー制等に関する調査研究 (学部報告書)』平成 17～18 年度文部科学省, 先導的大学改革推進委託, 関西学院大学
- (9) 栗山 直子・斎藤 貴浩・前川 眞一・牟田 博光 (2008) 「わが国の大学院における共同学位プログラムの現状に関する研究」『大学評価・学位研究』第 8 号, pp.1-20
- (10) 中央教育審議会大学分科会大学教育の検討に関する作業部会大学グローバル化検討ワーキンググループ (2010) 『我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン』(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1294338.htm.) (2010-9-27)
- (11) 勅使河原 美保子 (2009) 「日本における共同学位プログラム」『留学交流』第 5 号, pp.22-25
- (12) 文部科学省 (2009) 『大学における教育内容等の改革状況について (平成 19 年度)』(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/03/_icsFiles/afiedfile/2009/05/08/1259150_1_1.pdf) (2010-9-27)
- (13) 文部科学省 (2010a) 『国際的な教育連携プログラムの構築について』(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/025/gijiroku/_icsFiles/afiedfile/2010/06/10/1293900_2.pdf) (2010-9-27)
- (14) 文部科学省 (2010b) 『大学における教育内容等の改革状況について (平成 20 年度)』(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/_icsFiles/afiedfile/2010/05/26/1294057_1_1.pdf) (2010-9-27)

(京都大学国際交流センター・助教)

Issues involved in Defining and Developing International Collaborative Programs in Japan

Yuki Watabe

Abstract

International collaborative programs such as joint and double degree programs are recognized as innovative initiatives to promote international academic exchange and collaboration as well as to

internationalize universities. However, as the number of international collaborative programs is increasing worldwide there is minimal clarity around what they are. This lack of shared understanding can jeopardize the development and quality of these innovative initiatives. This article discusses the emerging common typology and definition of international collaborative programs and the issues for the development of these programs in Japan.

Discussions regarding the definition and typology of international collaborative programs are evolving around Europe, and Knight (2008) proposed the definition and typology of international collaborative programs based on an international literature review. Her definition and typology refers to qualifications the program offers, such as the number of diplomas and academic levels. It provides criteria by which to distinguish different types of international collaborative programs. Under current national regulations, Japanese universities are facing difficulties in adopting Knight's definition and typology in practice. Historically, it has been reasoned that national regulation is essential to secure the quality of higher education; however, a new approach to educational quality is required to promote innovative international educational collaboration.

(Assistant Professor, The International Center, Kyoto University)